

VI 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第3号関係】

1. 基本的な考え方

建造物（建築物及び工作物）や樹木は、景観を構成する重要な要素です。まちのシンボルとしての役割や古くから慣れ親しまれてきた歴史的なものなど、良好な景観を形成する上で重要な役割を担うものです。

特に重要な建造物及び樹木については、景観法に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その維持、保全及び継承を図ります。

2. 景観上重要な建造物の指定の方針

景観重要建造物を保全し、良好な景観づくりに生かしていくために、次のとおり、指定方針及び管理方法の基準を定めます。

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、周辺地域の良好な景観の形成に重要なものであること。 ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
管理方法の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。 ・消火器の設置その他景観重要建造物の防火上の措置を講ずること。 ・景観重要建造物の滅失及び毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

3. 景観上重要な樹木の指定の方針

景観重要樹木を保全し、良好な景観づくりに生かしていくために、次のとおり、指定方針及び管理方法の基準を定めます。

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のシンボル等として市民に親しまれ、樹容が健全であり、周辺地域の良好な景観の形成に重要なものであること。 ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
管理方法の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。 ・景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。 ・景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。